

助産学大学院認証評価

自己点検評価報告書

公立大学法人神戸市看護大学大学院看護学研究科

神戸市看護大学

2022年6月

目 次

I	対象助産学大学院の現況及び特徴	1
II	目的	1
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育の理念・目的	2
	第2章 教育課程	5
	第3章 入学者選抜	20
	第4章 学生への支援体制	24
	第5章 教員組織	28
	第6章 施設・設備および図書館等	32
	第7章 管理運営体制	35
	第8章 点検・評価	38
	第9章 情報の公開・説明責任	41

I 対象助産学大学院の現況及び特徴

1 現況

(1) 助産学大学院名

看護学研究科・看護学専攻

実践看護学領域／ウイメンズヘルス看護・助産学分野

(2) 所在地

神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地

(3) 学生数及び教員数

学生数 17 名

教員数 7 名

II 目的

看護学の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与するとともに、人々の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(神戸市看護大学大学院学則第 1 条)

Ⅲ 章ごとの自己評価

〔※ この報告書では「院生」も「学生」と表記している。〕

第1章 教育の理念・目的

1 基準ごとの分析

1-1 助産専門職大学院の理念

基準1-1-1

大学院においては、大学の理念にしたがって、教育目的や教育目標を定め、教育課程に反映していること。

(現状と評価)

大学院博士前期課程の教育理念は、「地域に根ざした大学院として、変動するヘルスケアシステムに対応できる高度な看護実践、管理、教育研究能力を有する人材育成を使命とする」、教育目標は、「グローバルな視野に立って地域社会や看護学の発展に貢献しうる看護学研究を推進し、専門性の高い看護実践を行うことのできる能力を有する高度専門職業人、管理者、教育研究者を育成する」と、学生便覧に記載している。

教育理念と教育目標は、助産学実践コースのカリキュラム・ポリシーに「助産学実践コースは、高度実践を行える助産師の育成を目的とする。助産の基礎、地域や施設で支援を行うためのマタニティケア能力に必要な講義、演習および実習科目を履修する」と記載しているように、教育課程に反映されている。

以上のように、教育理念や教育目標に質の高い高度な専門職業人の育成を明記し、それを実現するための具体的な教育課程が組み立てられていると評価している。

高度な専門職業人が備えるべき高い倫理観については、アドミッション・ポリシーの中で「倫理的な感受性を有する人」を明記し、ディプロマ・ポリシーでは各コース共通の内容として「生命の尊厳と人権の尊重に基づく倫理観をそなえ、実践・教育・研究の場で倫理的な行動をとることができる」と明記している。助産学実践コースのディプロマ・ポリシーにはさらに「生命の尊厳、女性の人権の尊重に基づく倫理観を備え、生殖や女性に関連する倫理的課題を見出し、その課題の解決に向けた行動をとることができる」ことを記載しているように、高い倫理観を重要な教育目標として掲げている。

本学では、教育目標を示したディプロマ・ポリシーを達成するために必要な科目を開講しており、教育目標がどのように教育内容に反映されているかについてはシラバスにも記載し、各教員は大学学生に対して明確に説明することができる。

以上のことから、大学院の理念に従って教育目標を定めることと、この教育課程への反映については、本評価基準を満たしているものと考えられる。

(根拠となるデータ)

- ・「大学院学生便覧」(p1-3, 24)
- ・シラバス

(優れた点及び改善を要する点等)

特になし

基準 1-1-2

大学院においては、その理念・教育目的を学内に周知し、学外に公表していること。

(現状と評価)

大学院の教育理念や教育目標、3つのポリシーは、学生便覧および大学のホームページを通じて学内のみならず、広く学外に公表し、また、大学院の実習施設にも周知している。特に学生便覧は毎年度版を作成し、学生ならびに教職員に冊子を配布し、更なる周知に努めている。よって、基準を満たしていると考えられる。

(根拠となるデータ)

- ・資料 3-1「大学院学生便覧」(p1-3)
- ・「ホームページの博士前期課程教育理念、目標、ポリシー」
https://www.kobe-ccn.ac.jp/graduate_college/first_course/philosophy/

(優れた点及び改善を要する点等)

特になし

1-2 大学院の教育目的

基準 1-2-1

大学院においては、その教育目的に適った教育が実施され、成果を上げていること。

(現状と評価)

助産学実践コースにおける教育目標は、研究科博士前期課程の目標である「研究科博士前期課程は、グローバルな視野に立って地域社会や看護学の発展に貢献しうる看護学研究を推進し、専門性の高い看護実践を行うことのできる能力を有する高度専門職業人、管理者、教育研究者を育成する。」に準拠している。この教育目標に沿って、各科目において修了時のディプロマ・ポリシーを見据えた教育を行っている。学修目標となるディプロマ・ポリシーは、2022年度からシラバスにも明記され、各教科目とディプロマ・ポリシーとの関連を記載し大学学生にも周知している。2019年から2021年には新型コロナウイルス感染症のため、登校禁止の時期もあったが、その間でも学修を止めることなくWebを利用した講義を続けた。実習においても、時期を変更しつつすべて履修できる環境をつくることができた。

本大学院には毎年8名の学生が入学しているが、毎年約1名が途中体調不良や進度変更のために退学をしている。これらの学生に対しては、担任教員や学内カ

ウンセラーによる支援を十分行なっており、最終的に本人が納得し退学を選択するに至っている。なお、退学後の就職等についても、学内のキャリア支援室が継続した支援を行っている。

修了生の助産師国家試験合格率は100%を維持し、修了者は全員、病院に助産師として就職している。修了生のディプロマ・ポリシーの到達度は、修了年度の3月に卒業試験（口頭試問）を行い確認している。加えて2021年度には、就職先の上司に対し、ディプロマ・ポリシーの到達度を問うアンケート調査を実施したが、回収率が低く十分な評価結果が得られなかったため、調査内容や方法を再検討し今後再度実施の予定である。

（根拠となるデータ）

- ・「大学院学生便覧」
- ・修了者の進路状況
- ・修了生国家試験受験状況
- ・就職先の上司からのアンケート調査結果

（優れた点及び改善を要する点等）

大学院前期課程の教育目標は設定されているが、助産学実践コース独自の教育目標は明示していないため、今後作成を検討する。

成果評価の一方策として、修了生の就職先上司を対象とした調査の内容と方法を再検討する。

第2章 教育課程

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1

助産学の発展と高度な助産実践に必要な授業科目が配置されていること。授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものとなっていること。

(現状と評価)

授業科目は、本学の大学院カリキュラムに則り、共通科目と専門科目とに分けて配置されている。このうち、共通科目は10単位、専門科目は48単位である。専門科目は助産師養成所の指定規則に則った授業科目としての28単位の内容と、助産学の発展と高度な助産実践に必要な授業科目・授業内容として20単位分の科目と内容を配置している。

共通科目は、本大学院のディプロマ・ポリシーに則り、研究的思考と研究方法論の修得のために看護学研究概論、質的ならびに量的研究方法を学ぶ4種類の研究方法科目を設置している。これらの科目を土台として、課題研究を実施し、助産学の発展に寄与すべく成果をまとめている。国際的視点を学ぶためには、「英語プレゼンテーション」の科目を配置している。

専門科目は、本大学院助産学実践コースのディプロマ・ポリシーに則り、授業科目を配置している。

助産師として自律し、自律した専門職として役割は、助産学原論をはじめ、各専門科目、各実習におい能力をつけて行くように科目を配置している。特に、高度な助産実践については、自立した助産実践から学ぶことが重要であるため、入学後最初の実習として助産所での「地域助産学実習」を、「助産学実習Ⅱ」では継続事例実習を、そして修了前にはこれらの学びを統合する「助産学統合実習」を配置している。さらに「助産学実習Ⅱ」においては、地域とのつながりの高い診療所助産師や、地域で活躍する保健指導を中心とした助産所助産師の実践も学んでいる。なお、専門科目のなかでも助産実践に関する授業科目では、講義と演習を統合させた授業形態とし、理論と実践とを相互に関連づけて考えられるような能力の育成をはかっている。高度な助産実践としてはさらに、「助産管理」の中で政策に関する学習内容も含めている。ハイリスク妊産婦のケアについては、「助産診断技術学Ⅱ」ならびに「周産期ハイリスク実習」を配置している。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツやジェンダーの視点では、女性の解剖生理学や助産診断学、ヒューマンセクシュアリティ等の科目にて、リプロダクティブ・ヘルスは学修できるように科目を配置している。しかし重要なのは、リプロダクティブ・ライツやジェンダーでもあるため、女性カウンセリング論、ジェンダーと健康の科目で強化できるよう科目を配置している。さらに、ウィメンズヘルス実習において実践ができるようにしている。

エビデンスに基づいた助産実践のためには、助産学原論はじめ助産学実習を配置している。

ライフサイクル全般にあるすべての女性、乳幼児、家族そして地域社会に対して健康増進を考え適切な相談、教育、支援を行うことができるために、助産とコミュニティ、新生児乳幼児援助論、親子関係発達論、思春期健康教育論、子育て支援論等の授業、地域助産学実習、ウィメンズヘルス実習の科目を配置し、助産学実習で

は地域で生活する女性や家族の妊娠期から出産後8か月頃まで（8か月児頃まで）継続して受け持ちを行うことで強化している。

リーダーシップとフォロワーシップを発揮して多職種・組織メンバーと連携・共働き、より質の高いケアの実現に取り組む能力を有している。

本大学院のディプロマ・ポリシーに関連する助産学実践コースでは、倫理的国際的視点は、国際助産活動論を、倫理観の育成には生殖生命倫理学の科目を配置している。特に国際助産活動論は、ラオス国立マホソット病院での臨床にも参加し、国際的視野に立った異文化理解、さらには尊重や権利も含めた倫理観の育成にも寄与している。

（根拠となるデータ）

- ・「大学院学生便覧」
- ・シラバス
- ・助産学実践コース 課題研究論文 題目一覧
- ・カリキュラムマップ

（優れた点及び改善を要する点等）

2年間に58単位という過密なカリキュラムの中でも、課題研究では助産学の発展に寄与する成果が産出されている。高度な助産実践力の育成をめざして、周産期を中心にしつつも思春期から更年期・老年期に至るまで、女性の健康を広く網羅できるような科目配置としている。さらに、周産期におけるハイリスク妊産婦のケア、診療所や地域におけるケアといったように、地域全体を見渡した継続的なケアの実践が学修ができる内容としている。

選択必須科目である「思春期健康教育論」「生殖生命倫理学」「国際助産活動論」「ヒューマン・セクシャリティ」は本課程に特徴的な科目であり、専門的内容を深く学びたい学生の希望に込めている。

基準2-1-2

カリキュラム編成においては、授業科目必修科目、選択科目、および自由科目等に適切に分類され、これを各年次に配当して編成するものとする。

また、学生に対して、授業の内容・方法、履修要件等について、シラバスを通じてあらかじめ明示されていること。

（現状と評価）

カリキュラム編成においては、授業科目を必修科目と選択科目とに分類している。

共通科目では、「看護学研究概論」「教育心理学」「英語プレゼンテーション」「課題研究」が必修科目である。研究方法科目は「現象学研究」「心理社会的測定法」「フィールドワーク論」「推計学」「科学論文精読」の6科目が配置されている。「課題研究」以外はすべて、1年次に配当されている。「課題研究」は1年次から開始されるが単位取得年次は2年次であり、1年次の共通科目を基礎として課題研究が実施されることになる。

専門科目の必修科目は、1年次は34単位、2年次は14単位である。選択科目

は、1年次と2年次に分かれている。専門科目の1年次前期では、助産学・産科学の講義・演習を中心に配置している。特に、「助産学実習Ⅰ」の前までに、妊婦健康診査、分娩介助、産後のケアについての演習が修了する配置となっている。1年次後期には「助産学実習Ⅰ」の後半の実習を配置し、講義科目では地域とのつながりとなる「助産とコミュニティ」や「新生児乳幼児援助論」の選択科目と高度な助産学実践につながる科目を配置している。

専門科目の2年次には講義科目として「助産管理」「親子関係発達論」があり、実習関連では「助産学実習Ⅱ」「ウィメンズヘルス実習」「周産期ハイリスク実習」「助産学統合実習」を配置している。1年次に学んだ知識とローリスク妊産婦の助産実践に加え、診療所での実習やハイリスク妊産婦の実習等、段階的に学べるように年次配置している。さらに、「助産学統合実習」を2年次の後期に配置し、助産学の知識—演習—臨地実習を踏まえ、助産師としてのアイデンティティの確立を目指すような配置としている。そして2年次には、課題研究を仕上げていく。

学生への、授業の内容・方法および履修要件等については、「いちかん」に掲載しているシラバスを通じて4月当初に明示しており、ネット環境があればいつでもどこからでも閲覧・確認が可能である。また、学生便覧（冊子）を、年次初めの4月に、全員に配布している。

（根拠となるデータ）

- ・「学生便覧」（25 ページ）
- ・シラバス

（優れた点及び改善を要する点等）

2年次修了前に助産所での実習を助産院で行っており、修了後、円滑な助産実践への橋渡しができる工夫をしている。

授業の内容・課題については、学生の学修計画のためシラバスに、より詳細に記入することを検討する。

基準 2 - 1 - 3

各授業科目における授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

（現状と評価）

本学大学院の助産学実践コースの修了に必要な授業科目の単位数は、大学院の修了単位30単位と助産師の指定規則に定められた28単位を合わせた58単位である。

1単位の授業科目は、講義は15時間、講義と演習が含まれている科目は30時間としている。実習は45時間を1単位としている。

1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め35週を原則としているが、教育上必要であり、かつ十分な教育効果をあげるために、必要時はその限りではない。具体的には、実習後に行う必要があること（助産診断技術学Ⅱの会陰縫合）、それ以外に時期でなければ参加できないこと（産婆の日の行事）や、他の教育機関と合同で行うために日程を合わせざるを得ないこと（新生児乳幼児援助論の新生児蘇生）、非常勤講師の本務との都合（助産診断技術学Ⅰ、教育心理学など）などが

ある。さらに、大学学生全員が履修する科目（教育心理学など）は、14条特例の学生も考慮して、前期・後期の授業期間以外に集中講義としている。

授業は、原則として1単位15週にわたり、前期・後期の授業期間内に行っている。ただし、十分な教育効果をあげるという教育上の必要から、前期から後期の通年で開講される科目もある。具体的には、「助産診断技術学Ⅰ」「助産診断技術学Ⅱ」「新生児乳幼児支援論」であり、これらの科目では、病態・診断と治療・助産診断・助産ケアの知識ならびに実践を実習前または実習後に開講される授業で学ぶ。「助産診断技術論Ⅱ」の産婦の急変時の対応や会陰縫合や、「新生児乳幼児援助論」の新生児蘇生法は、実習が終わってから学ぶほうが、よりイメージしやすく、教育効果が上がると期待できるからである。また、「助産学原論」は、産婆の日の行事に参加することを授業内容に含むため、前期と後期の3月8日までとなっている。

(根拠となるデータ)

・ 時間割

(優れた点及び改善を要する点等)

出来るだけ学年歴の前期・後期の期間に授業時間を設定することを考え、「産婆の日」の行事は講義に入れないように改善が必要と考えている。(2022度より、中山寺参拝に変更した)

2-2 教育方法

基準 2-2-1

大学院においては、講義・演習・実習または質疑応答・討議その他の方法による少人数による双方向的あるいは多方向的な密度の高い教育を行うことが基本であることに鑑み、同時に授業を行う学生数が適切な規模に維持されていること。

(現状と評価)

本学の助産学実践コースは1学年8名を定員としている。必要時には2学年合同で16名に講義を行うこともあるが、通常の助産の専門科目は、基本的に学年毎8名で行う。このように、少人数での講義、ゼミが中心であることにより、教員・学生間で活発な意見交換や情報共有ができ、学びが深まっている。授業では、講師が主体となる講義や、学生自身が事前学習をして臨むプレゼンテーション、事例を用いた検討会や演習（シミュレーション演習含む）を行っている。

昨今のコロナ禍により対面授業が困難となった際には、ただちにZOOMを利用したオンライン授業を取り入れ、感染対策を踏まえながら顔の見える授業を維持・継続することができた。加えて助産学の演習では、講師のデモンストレーションを見学するだけでなく、各自の手技を実施後に確認できるよう、タブレット端末を用いて演習風景を録画している。このタブレット端末での録画は、自己学習の時にも役立ち、学生同士での演習の振り返りに活用されている。

地域と密着した授業としては、毎年2回「プレパパ・プレママセミナー（妊婦教室）」を学内で開催している。これは、区の保健センターにも協力を得て、大学学生が主体となって、2年間のうち2回、企画、運営、実施、評価までの一連の過程に関わっている。実際の妊婦とパートナーに出産準備教室を行い、目の前で

妊婦の反応を確認しながら教室を行うことは、リアルで深い学びにつながっている。さらに、2年生の時の企画は、実習の経験を重ねたうえで妊婦のニーズに合った内容に深めることができている、ブラッシュアップされている。昨今のコロナ禍においても、学修を止めることなく、録画配信と感染拡大に厳重に留意した上での沐浴の対面実施を行い、参加者からの高い評価を得た。なお、このセミナーは、毎年受講希望者が多く地域住民からも好評を得ている。さらに、選択科目ではあるが、「思春期健康教育論」では、近隣の小寺小学校の4年生、5年生に月経教育、性教育を学生が行っている。4年生の月経教育は大学学生が主体となって、企画、運営、実施、評価までの一連の過程に関わっている。対象者に合わせた説明や学校との調整などの重要性も含め、学修効果を得ている。

臨地実習では、各実習場所に1～2人の学生を配置し、担当教員は1施設に1名を配置している。1日の実習終了時は、教員・学生（必要に応じ指導者）によるカンファレンスを行い、学びの共有と課題の明確化を行っている。実習施設に1名のみ配置された学生については、他の実習施設と時間調整を行い合同でカンファレンスを行うことで他の学生との学びの共有につなげている。実習場所に直接同席できない場合には、オンラインで行うなどの工夫もして継続することで、学生のリフレクション能力が高まっている。

(根拠となるデータ)

- ・シラバス、実習体制の表、学生の授業時の提出資料、演習風景の写真一覧
- ・プレパパ・プレママセミナーの写真と保健所への報告書

(優れた点及び改善を要する点等)

少人数でのディスカッション方式は自己の考え方を広げ深めることや、自己評価と同時に他者評価ができ、対話的な学びにつながっている。タブレット端末を使用した学習は、リフレクションを促し、自分でも気づいていない部分の発見につながり、正確な技術の習得に役立っている。

実習場所によっては、学生が単身で実習する箇所では、実習中のカンファレンスが複数で実践できないという欠点ある。しかしこの点は、他施設で実習しているメンバーとオンラインによるカンファレンスを実施し、効果を上げている。

地域と密着した授業として、大学学生が主体となって、企画、運営、実施、評価を毎年「プレパパ・プレママセミナー(妊婦教室)」を学内で開催していること、月経教育、性教育を近隣小学校で行っていることは、コミュニケーション能力も高くなり優れた点であると考えられる。

基準2-2-2

大学院における授業は、次に挙げる事項を考慮したものであること。

- (1) 効果的に履修できるような方法で授業を実施していること。
- (2) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学修を充実させるための措置が講じられていること。

(現状と評価)

- (1) 効果的に履修できるような方法で授業を実施していることについて

授業は効果的に履修できるよう、通常8名、最大人数16名という少人数で行い、講義だけではなくグループワーク、事例・テーマ別プレゼンテーション、演習を組

み合わせて教育している。本学の大学院に進学してくる学生の半数は、他大学を卒業してきていたため、入学後の学修進度が円滑に進むよう入学前の課題として課題図書感想文、看護技術の復習を課している。また、1年生の授業に2年生も入り、アドバイザーとしてディスカッションに参加している。さらに、大学学生が学部の授業にアドバイザーとして入り、学部生ともディスカッションする機会を設けている。この方法は、学修のピア効果も相まって学年等を超えた繋がりにもなり、双方にとって学習効果を上げている。

講義では、自己学習が必要な事前課題を課し、ここから得た知識が活かされるよう工夫をし、授業での学修を深めるための一助となっている。

実際の臨床現場の実践を学ぶ機会を増やすため、積極的に臨床家を学外講師として導入し、具体的には母乳育児や子育て支援の理解に活かされている。また、実践力育成のため、必要に応じて調理実習や女性外来の見学も取り入れている。

実習の進度についても効果的に学修できるようにしている。まず最初に、1年生の前期にスタートアップとして、自立した助産師像とその役割をイメージできるように開業助産所に5日間の実習を行う。その後、病産院でローリスク妊産婦の分娩介助を中心とした周産期ケアを学修する。ローリスク妊産婦の学修後、2年生の前期後半にハイリスク妊産婦のケアを学べるようにしている。さらに、周産期のケアを学んだ後にウィメンズヘルス実習、最後に助産統合実習としている。

講義・演習と実習の関係では、2年間スケジュールとして、講義・演習-実習-講義演習-実習といった重層化した教育を行っている。このため、学生は効果的にステップ・バイ・ステップで学修を積み上げている。

ウィメンズヘルス実習の施設選択実習では、大学学生が自分で企業や施設、団体、法人等と交渉し、実習する場を確保する。その体験は社会とのつながりや女性支援の必要性などを肌で感じることに繋がっている。この取り組みは助産師としての技術の習得のみならず、社会での活動も視野に入れた学習となり、対人関係スキルの向上にもなっている。

(2) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学修を充実させるための措置が講じられていることについて

授業の時間割は可能な限り第5限目(16:30~18:00)までに調整し、自己学習の時間を確保している。また、共通科目履修などにより5限以降に授業があった場合は、翌日の授業開始時間を調整するなど、自己学習を充実させるための措置を行っている。図書館は21時まで開館しており、学外からもオンラインでアクセスできるように環境を整備し利用できる電子書籍も豊富に取り揃えている。学生室にはPCやその周辺機器が時間制限なく自由に利用できる。

学生からの希望があれば、土日祝日でも実習室を利用できるよう対応しており、自主的な技術習熟への取り組みに活かされている。

(根拠となるデータ)

- ・ 図書館の開館時間
- ・ ウィメンズヘルスの実習内容、実習先一覧表、グループワークの発表資料
- ・ 入学前の課題図書一覧

(優れた点及び改善を要する点等)

ウィメンズヘルス実習の施設選択実習では、効果的な学習のみならず産業界と

協力体制にもなっており優れた点である。

大学学生には、学部生の学習にも参加する機会を設け、演習補助などを通じて、指導能力の育成や、対象者の理解に合わせた説明能力の修得にもつなげていることは優れた点であると考ええる。

基準2-2-3

大学院は、履修科目の履修登録の上限を設定し、学生が1年間または学期毎に履修科目として登録する単位数の上限を定めていること。

(現状と評価)

本学大学院では、各年次における履修登録の上限は特に定めていない。元来、助産学実践コースでは、修了要件の単位数が多い。必修科目に加え、助産師に必要な能力の育成に役立つ選択科目を設定しており、各学生の判断で履修登録ができるように主指導教員が相談を受けている。実習と課題研究、および学習を充実させながら、2年間の学修を進めている。

(根拠となるデータ)

- ・授業科目及び履修要件（大学院便覧参照）

(優れた点及び改善を要する点等)

履修できる単位の上限を定めないため、学生たちは助産師に必要な基礎的な知識を可能な限り履修することが可能となっている。

多くの科目を履修している学生には、相談ができる体制を整えていることは優れた点であると考ええる。

2-3 実習指導体制

基準2-3-1

助産の演習・実習科目の履修については、大学院の目的を達成するために必要な実習の内容と方法が具体的に示されていること。

(現状と評価)

実習要綱に各実習の目的・目標・内容と方法・日程・記録・評価について明記している。実習要綱は、各実習施設にもファイルに綴り、毎年送付している。さらに、インターネット上に助産学実践コース専用のファイルを置き、いつでも学生が確認できるようにしている。実習要綱の内容は、各実習終了後に学生及び臨床指導者にアンケートを実施しており、指導者会などの意見も反映して毎年見直している。実習中に実習要綱の修正や変更があるときは、口頭だけでなく、紙面でも示して学生へ連絡するとともに、インターネット上の資料を変更している。

実習を円滑に行うため、実習要綱内には、実習中の連絡などの項目に、助産学実習における注意事項を明記している。内容は、健康診断に関することや予防接種、季節性の感染症の予防、災害発生時の対応、インシデント発生時の報告経路、個人情報の取り扱いについても明記している。

各実習についてオリエンテーションを行う際は、実習要綱の内容以外にも、実

習施設ごとにオリエンテーションを行っている。実習前に実習施設と毎回、打ち合わせを行い、それに基づいて学生用の配布資料を作成している。さらに、実習前の予習などにも使用するために、実習中に対象者が使用するパンフレット、施設の特徴などを記載した施設別ファイルを作成している。

実習内容については、助産学実習Ⅰからの分娩介助例数の合計が10例以上であることをもって助産学実習Ⅱの評価対象となることを記している。分娩介助の例数ごとの到達目標については実習要綱にも明記している。分娩介助後には指導者・教員と振り返りを行い、次回分娩介助の課題を明確にしてから、次の分娩介助を行うこととしている。一方で、実習要綱内に妊娠期・産褥期・新生児期のケアについての目標値は明記していない。妊婦健康診査に関して助産師は、自立して、健診の実施、フィジカルアセスメントから保健指導までを責任を持って行う必要があると考えている。そのため、継続事例で妊娠中期から毎回、計画を事前に立案し、助産院の指導者と一緒に妊婦健康診査を行っている。例数を多く経験することよりも、継続的に妊婦の心身の変化をとらえることや、自立して健診を行い、一人の女性に対して責任を持つことの必要性を教育しているため、妊娠・産褥・新生児期に関しての目標例数は定めていない。

(根拠となるデータ)

- ・実習要綱
- ・実習要綱の修正ファイル
- ・実習アンケート用紙とデータ（学生及び指導者）
- ・指導者会資料・議事録
- ・施設別ファイル

(優れた点及び改善を要する点等)

実習要綱は紙媒体で配布しているが、急な時にいつでも確認ができるように「いちかん」に掲載しており、インターネット環境があれば確認が取れる。実習後に学生のみならず、実習指導者等に評価アンケートを実施しており、学習者や指導者の意見を聴き、タイムリーに実習要綱を見直すことで、毎年PDCAサイクルを回していることは優れた点であると考えられる。

基準2-3-2

助産実習科目の履修に際しては、学生個々の能力レベルに応じた指導体制の配慮がなされていること。

(現状と評価)

本学は、内部進学だけでなく、他大学からの入学者が3～7名いる。他大学からの入学者は看護過程の展開を行っていないことがある。それらの確認のために、学部生時代の母性看護学の記録および実習経験を確認し、学生個々のレディネスの把握に努めている。また、看護技術も同様に、学生のレディネスに差があるため、入学直後に助産学実習で必須となる基礎看護学（手洗い、導尿、点滴時の寝衣交換、清拭など）の技術確認を行っている。これに関しては3月中に新入生へ通知し、実施数日前には評価項目を通知してから技術確認を行っている。

入学時に住居などの調査を行い、実習施設を配慮している。また、助産所と実

習病院のペアは重ならないようにし、色々な学生との意見交換や実習を通して学びが深まるように、学生の実習施設を選定している。

実習開始前には、分娩介助技術の試験を実施している。また、助産学実習Ⅰ後半実習では産婦のケアと分娩介助を行うため、シミュレーションを行ってから実習を開始している。

助産学実習Ⅰでは、助教1名、准教授または教授1名の計2名の指導体制であり、助教が基本的に臨床での指導を行い、学生の実習状況を教員全体へ報告し、准教授・教授から助教へ、実習指導に関する助言を行っている。

助産学実習Ⅰ終了後は、助産院で継続事例を受け持ち、実習を行う。助産院での実習では、学生自ら臨床指導者と連絡を取り合い、対象者の健診や分娩、産褥の状態に合わせて実習日時を決定している。それを経て、助産学実習Ⅱでは、自立して実習を進めることができるため、教員が毎日、臨床との調整を行わないようにしている。自立して実習ができる状態かどうかを見極めるためにも、助産学実習の病院施設に関しては原則、担当教員は継続して指導を行っている。

分娩介助例数が目標値に達することが困難になると予測した際には、教員と臨床指導者及び管理者が相談し、実習時間の追加や変更をしている。また、分娩介助例数は目標値に達しているが、実習の到達度が基準に達しない恐れがある場合は、学生と臨床指導者、教員で現状の実習到達度を確認し、今後の課題と目標到達に必要な学習内容、実践行動などを明らかにし、実習終了までに到達できるようにフォローしている。実習終了までに到達が出来なかった場合は、実習終了時に目標に到達していない事を通達し、学内で補講演習を行う。その際は、課題と評価項目を学生に提示してから行っている。

毎年度末のおよそ2月中旬ごろに臨床指導者会議を行い、実習に関する評価を行っている。

(根拠となるデータ)

- ・入学時の看護学実習経験表
- ・技術確認評価表
- ・緊急連絡先
- ・実習施設表
- ・実習施設との打ち合わせ資料及び議事録
- ・分野会議議事録
- ・指導者会資料・議事録
- ・実習報告・相談メール

(優れた点及び改善を要する点等)

入学時に各学生 of 看護技術の習得度などを確認し、基礎看護技術が習得できていない場合でも、技術の練習の場の設定、習得のための丁寧な教育をしている点は優れた点であると考えられる。

1年次から2年次の助産学実習の担当教員は、原則継続とし、学生の形成評価につながるよう指導している。学生の実習状況に関しては、日々の教員間で連絡しあうとともに、分野会議で実習状況を共有し、実習目標が達成できる状態かどうかを全員で判断している。中間地点で、実習目標の達成が難しいと考えられた場合は、分野会議で実習時間の延長や学内での演習を行い、学生の課題に合わせた追加学習を行っているなどが優れた点であると考えられる。

基準2-3-3

大学院は、実習科目を履修する実習施設に、大学院の目的を達成するために、1名以上の適切な指導能力を有する実習指導者が配置されていること。

(現状と評価)

臨床指導者は、各実習施設に所属する助産師が施設に1名以上ずつ配置されている。地域助産学実習及び助産学統合実習の助産院(所)では、現役の開業助産院(所)長が実習指導を行っている。病院やクリニックの実習指導者はアドバンス助産師またはそれに準ずる助産師であり、教育に関する研修も受講している。しかし、臨床実習指導者講習会の受講履歴は必ずしもない。また、実習機関の要請により本学専任の実習指導者を配置している。周産期ハイリスク実習では、受け持ち対象者担当の助産師ならびに臨床指導者が配置されている。

病院実習では、日々の臨床指導者は勤務の状況により変更することがあるが、各施設で申し送りノートなどを活用して、一貫した指導ができるように工夫している。

臨床指導者の育成のために、大学から臨床指導者研修会や他の勉強会に関する通知を行っている。内容を臨床で精査し、病院からそれらの研修に出向くことができている。

(根拠となるデータ)

- ・臨床教授・臨床講師の表
- ・実習打ち合わせ資料・議事録
- ・適宜配布している資料

(優れた点及び改善を要する点等)

臨床指導者が、臨床指導者研修会を受講するために、大学としての対応が課題である。

基準2-3-4

各実習施設に同時に配置する学生数は、当該実習施設の規模に応じ、実習の目的を達成するにふさわしい数であること。

(現状と評価)

助産学実習Ⅰ・Ⅱでは分娩介助ならびに継続ケアが中心となるため、実習施設の新設時に、学生の分娩介助見込件数を算出すると同時に、実習指導者数、アドバンス助産師認定者数、施設側の受け入れ状況を鑑みて、実習施設の確保を行っている。実習施設の選定においては、妊婦係・分娩係・産褥係などのユニットが分かれておらず、妊娠期から産褥期まで継続してケアを行っている総合周産期病院ならびに兵庫県周産期医療システムの協力病院に指定されている施設で実習を行っている。助産学実習Ⅱの診療所実習について、1施設は遠方ではあるが、助産師が主体的にケアを実施している病院を選定している。いずれの実習においても、1施設あたり学生1～2名の配置となっており、確実に分娩介助件数が確保できるように施設調整を行っている。

地域助産学実習では、ディプロマ・ポリシーにあるように、実践力の高い助産

師を育成するために、助産師が自律・自立したケアを行っている兵庫県内および大阪府内の有床・無床の開業助産所各4施設において、学生は1～2名ずつを配置し、妊娠期から分娩・育児期まで継続したケアや幅広い視野が身につく実習をしている。

周産期ハイリスク実習では、神戸市内の総合周産期母子医療センター（産科26床、MFICU6床、NICU12床、GCU18床）において、学生は2グループに分かれて3～4名ずつ2週間実習している。臨床側の実習指導体制として、学生専従の指導体制あるいはそれに準ずる体制を整えていることで、臨床からの丁寧な指導を受けている。

助産学統合実習では、就職直前のインターンシップ実習の意味合いも含まれているため、実習施設の一員として動けるように、兵庫県内および大阪府内の分娩施設である有床助産所4施設において、学生を1～2名ずつ配置し、助産師学生としての自律・自立して行動できるように総仕上げの実習を行っている。

ウィメンズヘルス実習では、神戸市内の中核病院であり、専任の女性医師が診療している女性外来において、2日間の実習を行っている。外来にて健康教育の一部を実施しているので、学生2名ずつの少人数を配置している。また学生個々が、女性に関連する健康課題を考え、興味や関心ある施設へ実習に出向いているが、学生同士の実習先が重なった場合でも2名程度となっているため、実習目的及び目標を達成できる人数となっている。

（根拠となるデータ）

・基礎データ 表7 実習施設別概要

（優れた点及び改善を要する点等）

日々の学生カンファレンスを考慮した場合、情報や学びの共有、仲間との支え合いの観点からも、学生配置人数は複数配置が望ましいが、実習施設側の事情・要望、年間分娩件数の減少などもあり、オンラインカンファレンスの環境整備を改善していく必要がある。

基準2-3-5

大学院では、実習施設および大学外の実習指導者と連携をとり、実習内容の質の向上に努めていること。

（現状と評価）

助産学実習は基本的に各実習施設、助教1名と准教授あるいは教授1名の計2名体制で教員を配置している。教員と臨床指導者間で、実習開始前・実習中・実習終了後に、学生のレディネスに応じた到達状況や実習内容、課題について、随時意見交換、検討をしている。また、全実習施設と各実習前の打ち合わせ、年1回の臨床指導者会議を開催し、教員と臨床指導者の間で情報交換ならびに次年度の実習に向けてディスカッションを行うことで、毎年、実習内容を見直し改善している。

毎年、助産学実習Iの直前に、各実習施設の臨地実習指導者が1～2名来校し、各施設の分娩介助技術を学生たちに教授する演習を設定している。この臨床指導者演習会を実施することで、学生たちは実習前から臨床指導者と顔の見える関係

を築くことや実習先の分娩介助技術やケアを理解することにより、臨地実習中に過度な緊張をすることなく、万全の実習環境と指導体制の中で実習を行っている。

実習期間中においては、実習施設先独自の勉強会（救急蘇生法、個人用防護具（PPE）の着脱など）に学生もチームの一員として参加している。各施設の勉強会を通して、救急時の対応についての理解や臨地指導者・スタッフとの交流の機会となっている。

2020年度と2021年度はコロナ禍により、ハイリスク実習がオンライン実習となったが、教育の質を担保するために、臨床施設と連携・協働し、実習構成に取り組んだ。具体的には、臨床側から模擬事例を提供してもらい、事例展開・アセスメント・ケア計画を立案・発表をし、臨床指導者からの助言・指導を受けた。また、NICU/GCU実習では、臨床とのカンファレンスの中で、臨床側の臨機応変な対応により、オンライン面会や入院中の児の様子をLive中継することができた。これらのことから、学生はリアルな臨床の状況を理解することができ、教育の質の担保に繋がることができた。

（根拠となるデータ）

- ・各実習の打ち合わせ資料ならびに議事録
- ・臨床指導者会議資料
- ・ハイリスク実習関連資料

（優れた点及び改善を要する点等）

毎年実習終了後に、すべての実習施設ならびに実習に携わっているスタッフ全員に対して、学生の知識・技術・態度に関することや実習内容、実習指導体制、大学や教員への要望など調査を行っている。その調査結果と学生からの評価をもとに、臨床指導者会議で報告・討議し、課題を明確にした上で、次年度の実習内容の質の向上に繋げている点は優れた点と考える。

基準 2-3-6

大学院は、実習科目の目的に合致した助産活動を行っている実習施設を確保していること。

（現状と評価）

助産学実習ⅠとⅡでは、ディプロマ・ポリシーにあるように、助産師として、自律し、自立した専門職として役割を遂行する能力を育成するために、かつ実践力の高い助産師を育成するために、助産師が自律・自立したケアを行っている開業助産所、助産師が主体的にケアをしている病院ならびに診療所、総合周産期病院ならびに兵庫県周産期医療システムの協力病院に指定されている施設を実習施設として2年間確保している。実習施設のうち2施設は院内助産を行っている。

周産期ハイリスク実習では、ハイリスクな状態や母子分離の状況にある妊産婦および新生児とその家族に対し、対象特性に応じた助産ケアを提供する能力を修得するために、神戸市内の総合周産期母子医療センター（産科26床、MFICU6床、NICU12床、GCU18床）を確保している。

地域助産学実習では、地域での助産実践活動を通して、地域における助産師の役割や地域助産活動の在り方について考究するために、助産師が自律・自立した

ケアを行っている開業助産所（有床・無床）を2年間確保している。

ウィメンズヘルス実習では、女性のライフコース各期における健康問題を捉えるために、神戸市内の中核病院であり、専任の女性医師が診療している女性外来を実習施設として確保している。

（根拠となるデータ）

- ・各施設のホームページ

（優れた点及び改善を要する点等）

高度実践のための実習の目的に合致した助産活動を行っている実習施設を、主に兵庫県内で確保していることは、優れた点であると考ええる。

2-4 成績評価および修了認定

基準2-4-1

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という）が、学生の能力および資質を正確に反映するよう客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- （1）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- （2）当該成績評価基準に従って、公正に成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- （3）試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

（現状と評価）

成績評価基準については各科目のシラバスや実習要綱に明示し、学生に周知している。公正な成績評価を確保するための措置としては、複数で科目担当を担う場合が多いため、学生間による評価の幅や、あまりにも逸脱した点数ではないかなどを協議、確認する機会がおのずと生じることになる。

試験の実施方法については、筆記試験の場合には時期や方法など学生が学習効果を十分発揮できるよう各科目終了の時期に設定し、事前に具体的なアナウンスをしている。また、コロナ禍や実習期間中で来学しない場合においては Moodle などを利用して周知している。分娩介助のような実技試験の場合には、試験前に評価基準や事例を提示して、学生が試験に臨めるような配慮をしている。また、試験の評価について異議がある場合には学生の申し立ての機会を設けている。

実習科目においては、実習途中で定期的に各学生の形成評価を担当教員間で実施するとともに、実習後の評価として共通の評価表を用いて、学生の自己評価と教員評価を合わせたもので、教員間会議にて共有および合議のあと、各学生と担当教員、オブザーバー教員の3名で個別面談を行う。なお、形成評価が芳しくない、あるいは実習目標達成が難しいと見込まれる場合は分野会議で実習時間の延長や学内での演習を行い、学生の課題に合わせた追加学習を行っている。

学生には、スモールステップで段階的に目標達成できるように、形成評価を細かく挙げたり、複数教員で受け持ち定期面談を行うなどして学習成果の可視化と

リフレクションの機会を工夫する。

(根拠となるデータ)

- ・シラバス
- ・Moodle でのお知らせ
- ・分娩介助の評価基準事例
- ・実習科目の評価表
- ・特別配慮が必要な学生への対応スケジュールなど

(優れた点及び改善を要する点等)

特になし

基準 2-4-2

学生が在籍する大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該大学院における単位を認定する場合は、当該大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

(現状と評価)

該当なし

(根拠となるデータ)

(優れた点及び改善を要する点等)

基準 2-4-3

大学院の修了要件は、大学院設置基準の定めを満たすものであること。

教育上有益であるとの観点から、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を大学院が修了要件として定める 30 単位以上の単位数の2分の1を超えない範囲で、当該大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

(現状と評価)

助産学実践コースにおいて、大学院の修了要件の30単位は、大学院設置基準の定めを満たしている。他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を大学院が修了要件として定める 30 単位以上の単位数の2分の1を超えない範囲で、当該大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす制度は、当大学院としてはあるが、現在 CNS コースと助産学実践コースは、制度の対象外

としている。

(根拠となるデータ)

- ・シラバス
- ・入学試験要領

(優れた点及び改善を要する点等)

他の大学院において履修した授業科目の読み替えは、大学院共通科目においては可能性があるとして、検討が必要である。

基準 2-4-4

教育内容および方法の改善を図るために、組織的な研究および研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD・SD体制）が整備され、実施されていること。

また、学生および教員による授業評価が組織的に実施されていること。学生による授業評価、教員評価等を総合的に判断し、その結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されていること。

(現状と評価)

全学において毎年教務関連のFDを行っていること、全国助産師教育協議会会員校としてファーストレベル研修やその他有益な研修を聴講するなど各自研鑽して教員間で共有、教育に取り入れるなどしている。

学生と教員の授業評価については、全学において個人が特定しにくい履修者数が多い授業においては、授業アンケートを各科目で実施している。助産学実践コースでは独自に、修了時に2年間の授業（実習を含む）、研究、学生生活、教員に対するアンケートを行っていた。しかし、評価の信ぴょう性を高めるために2019年より毎年末に、臨床指導者会への報告も含めて実施している。これらを教員間でその都度、あるいは年度末にフィードバックし授業の工夫や改善につなげている。

全学においてWebで行っている各科目授業アンケートは回収率が低いため、数字よりコメント等の質的データを重要視している。年度末におこなっている助産学実践コース独自の調査は、全員回収ができています。

(根拠となるデータ)

- ・授業アンケート
- ・修了時アンケート

(優れた点及び改善を要する点等)

コロナ禍でオンラインによるアンケート回収（無記名、Googleフォーム）にしているが、改善が顕著に見られないため、授業後に入力する時間をつくるなどの改善方法を全学で検討中である。

第3章 入学者選抜

1 基準ごとの分析

3-1 入学者選抜

基準3-1-1

大学院は、入学者選抜について、公平性、透明性、多様性の確保を前提とし、大学院の理念・目的に照らして、適切な選抜方針、選抜基準および選抜手続きを明確に規定し、公開していること。

(現状と評価)

本学大学院の「アドミッション・ポリシー」は、本学の「教育理念」および「教育目標」を反映した5点から構成されている。この5点、及び選抜の方法、出願資格等については、大学案内や本学のWebサイト等に明示され、簡易な方法で入手・確認できるようになっている。出願方法はインターネット出願と応募書類発送の双方を取り入れたシステムにより、厳重に管理されており、写真データも含めてデジタル管理されているため、替え玉受験は不可能である。入学者選抜は、受験生の幅広い知識、能力を把握するために学力試験（専門科目、外国語）と個人面接を試験会場で行い、出願書類の内容も含めて総合判定している。「助産学実践コース」で助産師を目指すに至った志望動機の適切性や、専門的な能力の保有状況に関して多面的に判断、評価ができるように、「助産学実践コース」担当教員と非担当教員の両者がかならず入るように人選された形で面接を行っている。

入試プロセスの全体的な公平性、透明性を確保するため、入試管理委員会、入試委員会が設置され、氏名を伏した形で入試情報は管理されている。合格者決定については、最終的には研究科委員会において決定しているが、そこでも、受験生は受験番号によってのみ把握されている。なお、助産学実践コース定員8名の内、3名を市内優先枠として設けており、地元で活躍できる助産師育成に力を入れている。これらの優先基準、選抜方法は全て大学案内や本学のWebサイト等に明示されている。

(根拠となるデータ)

- ・大学院学生募集要項
- ・大学院案内
- ・大学院学生便覧

(優れた点及び改善を要する点等)

出願書類は、インターネット出願と応募書類発送の双方を取り入れたシステムにより、厳重に管理されている。ダウンロード方法も簡易であり、受験票も個人情報を持して各自でダウンロードができるようにできているのは優れた点と考える。

基準3-1-2

入学者選抜にあたっては、大学院において教育を受けるために必要な入学者の能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(現状と評価)

入学選抜において、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを提示し、本学として希望する入学者像、卒業時の学生像、の両方を明確にしている。また、出願資格も大学院募集要項に明記しており、本学の Web から確認することができるようになっている。

入学者の選抜は、学力試験、面接及び出願書類によって総合判定している。本学大学院研究科前期課程の学力試験は、英語と専門科目である。助産学実践コースの学力試験は、大学院研究科前期課程の他のコースと同様であり、大学学生としての学力を保証している。具体的には学力試験・英語は共通であり、大学学生としての学力の保証をしている。専門科目は高度実践を履修するがゆえに、基礎学力として母性看護学の内容としている。個人面接では、複数の面接員が独立して、入試委員会でアドミッション・ポリシーに基づき作成した判断基準に基づいて公正に評価を行っている。具体的には①学力試験の採点、個人面接では、同一の回答を、必ず複数の教員が採点していること、②学力試験の答案用紙は個人名が伏せられた状態で採点業務に付されていること、③合否判定時には、氏名部分情報をカットした形のデータが供されている。これらの仕組みから、公平で透明性のある合否判定がなされるようになっている。本学では、面接員全員の評価が最低ランクの場合、他の成績にかかわらず不合格とするルールを運用しているが、その際、根拠が明確となるよう、まず、入試本部で、3人の面接員から個別に最低ランク評価の理由を聴取し、さらに、この聴取した内容を、入試委員長が、入試委員会での合否判定原案作成と、研究科委員会での最終的な合否判定時に紹介し、判別の客観性を担保している。

これまで助産学実践コースの入試の応募倍率2倍以上と高く、優秀な学生を定員分必ず確保できている。

(根拠となるデータ)

- ・大学院学生募集要項
- ・大学院案内
- ・大学院学生便覧

(優れた点及び改善を要する点等)

助産コース入試に他の分野と共通する試験科目があるので、大学院としての質の保証がされていること、また毎年2倍の応募者があり、優れた学生を選択できていることは優れた点だと考える。

基準3-1-3

入学者選抜が入学者選抜の基準および手続きに従って実施されていること。

(現状と評価)

入学者の選抜は、学力試験、面接及び出願書類によって総合判定している。学力試験(専門科目、外国語)は、点数で評価している。出願時提出書類は個人面接のときの総合判断に用い、助産学実践コースの教員を含めた複数の教員で公平に判定をしている。個人面接において評価員全員の評価が最低ランクの場合は、入試委員長がその評価内容を聴取して、透明性を確保している。合格の判定は、学力試験、個人面接の総合判定で行い、点数の確認は必ず採点担当の複数の教員

で行う。合否の最終判定は、公平性・透明性を確保するため、入試委員会で結果を協議した後、研究科委員会で総合的に判定を下すようにシステムを確立している。

さらに、4年生大学を卒業していない受験生に関しては、事前に受験資格があるかどうかを、出願より前に確かめる日程を置いて、慎重に判断し、面接資料（調査書等）に関しては、入試本部内において、面接員に事前検討の時間を提供して、資料の綿密な読解に基づいた的確な質問が可能なように配慮している。

（根拠となるデータ）

- ・入学出願書類一式

（優れた点及び改善を要する点等）

特になし

基準3-1-4

学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、恒常的に検証する組織体制・システムが確立されていること。

（現状と評価）

学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方については、従来、入試委員会が、一方では、入試実務を行いながら、同時並行的に検討していたが、この方法では、年度の後半の入試の繁忙期において、議論が中断してしまうくらいがあった。そこで、学長（入学試験管理委員会委員長を兼ねる）のリーダーシップの下、2021年度以降、入学試験管理委員会が主体的にこれら3点を通年で論議するようになった。入試管理委員会は、神戸市看護大学の学部及び大学院に係る入学試験の管理について調査審議するため、公立大学法人神戸市看護大学教育研究審議会の下に置かれ、入学試験問題及び解答の点検、保管及び管理に関する事項、教授会及び研究科委員会から付託された入学試験の管理に関する事項等を所掌している。入学試験に関する方針案を作成し、教育研究審議会で決定している。すなわち、定期的に入学試験管理委員会を開催し、当該年度の入試を振り返り、受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の点検を行い、課題を明確にするとともに、解決に向けての方針や中・長期的な学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等のあり方について検討している。

（根拠となるデータ）

- ・公立大学神戸市看護大学入学試験管理委員会規程
- ・2021年4月次の入試管理委員会配布資料

（優れた点及び改善を要する点等）

特になし

3-2 収容定員と在籍者数

基準3-2-1

大学院の在籍者数については、収容定員に対して著しい欠員ないし超過が恒常的なものにならないよう対応等が講じられていること。

(現状と評価)

大学院の収容定員は16名に対して、2021年度当初の在籍学生数は留年者1名を含む17名で、(すべて助産師未資格者)収容定員の106%となっている。過去4年間の入学者は募集定員の8名であるが、ここ数年、留年者、退学者が1～2名あるため、年度途中には収容定員が100%を割ることがある。退学者の理由は、進路変更と体調不良となっている。学修面で留年、退学に繋がりやすい学生には、修学等支援委員会で支援計画合意書を作成して実習に臨めるような対策も講じている。

年2回、大学院担当教員全員で進捗状況報告会を開催し、履修に関する進捗状況や休学、退学の可能性がある学生の状況を把握し、大学全体で支援方法の共有・検討を行なっている。これは、教員が休学、退学の可能性がある学生に対する具体的な支援方法を学ぶ場となっており、学生への多様な支援が可能となっている。

また、学生生活調査を実施し、調査結果を研究科委員会で周知するとともに対応について検討している。

(根拠となるデータ)

- ・基礎データ 表8 学生定員及び在籍学生数
- ・基礎データ 表9 志願者・合格者・入学者の推移
- ・基礎データ 表10 留年者・退学者数

(優れた点及び改善を要する点等)

改善を要する点としては、進路変更の理由で退学する者を減らすための対策を検討する必要がある。

第4章 学生への支援体制

1 基準ごとの分析

4-1 学修支援

基準4-1-1

学生が在学期間中に大学院課程の履修に専念できるよう、また、教育の成果をあげるために、大学院の目的に照らして、履修指導、学習相談や助言体制の整備が十分になされていること。

(現状と評価)

入学時に教務ガイダンス、学生生活、学内情報システム、図書館利用についてのガイダンスを行うと共に、文献検索講習会を開催している。教務ガイダンスでは、大学院学生便覧に沿って、教育目標、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー並びに教育課程について説明を行い、学生に周知している。また、履修指導や履修計画の指導については、専攻分野の研究指導をする教員が主研究指導教員となり、学生に個別に対応している。主指導教員が決定するまでは、必要に応じて研究科長から全体指導、個別指導を受けることができる。そのことを学生に周知している。さらに、助産学実践コースでは、主研究指導教員だけでなく分野内のすべての教員が相談に乗る体制であることを学生に周知している。

障害のある学生の修学支援として、障害のある学生の修学支援ガイドラインにもとづき、合理的配慮を行っている。学生が支援申請書と障害を証明する資料を教務学生課に申請することにより、修学等支援委員会で支援計画合意書を作成し、支援内容を決定し、主指導教員と教務学生課職員が当該学生に説明している。2018～2021年度に合理的配慮申請を行った助産学実践コースの学生は1名で、2021年度に申請があり、支援計画合意書に基づいて、実習における支援を行った。

大学院助産学実践コース入学生8名全員がガイダンスを受けている。

履修指導においては、大学院が掲げる目的に照らして適切なガイダンスが実施されていると考える。

(根拠となるデータ)

- ・入学式・オリエンテーションのスケジュール表
- ・大学院学生便覧 (p13)
- ・障害のある学生の修学支援ガイドライン教職員用 2020年3月改訂
- ・大学院学生便覧 (p90-91)

(優れた点及び改善を要する点等)

特になし

4-2 生活支援等

基準4-2-1

学生が在学期間中に大学院課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援および修学や学生生活に関する相談・助言や支援体制が整備されていること。

(現状と評価)

学生委員会は学部及び大学院に係る学生生活について調査審議するために設置

されている。学生の身分に関する事項、福利厚生及び課外活動に関する事項、保健及び相談に関する事項、長期履修に関する事項、奨学金に関する事項、就職及び進学指導に関する事項、その他学生生活に関する事項を所掌している。

学生が在学期間中に大学院課程での履修に専念できるよう、学生の経済的支援として、授業料の減免制度、奨学金がある。授業料減免については、選考により授業料が減免される制度がある。ただし新入生は後期分からの適用になる。募集については、学内掲示板及びいちかん掲示板で周知している。奨学金については、日本学生支援機構奨学金、神戸市民病院機構看護学生修学支援貸与制度、などがある。

奨学金の給付・貸与状況については、2021年度の日本学生支援機構の貸与学生が1名であった。また、授業料等減免の状況については、3名が減免制度を適用された。その他の奨学金等の申請はなかった。

また、学生生活のガイダンスとして、コピー機カードの利用が1年につき2,000枚まで、プリンタの利用できる枚数は、1年につき4,000枚まで実費負担無しで使用できるようにしている。

学生の意見をくみ上げる制度として、意見箱を構内3箇所に設置し、毎月末に回収し、意見に対する回答を意見の内容によって所掌する委員会で作成し、学生に回答している。また、大学院博士前期課程の教育に関する調査を毎年、学生の健康と生活に関する調査を2年に1回実施しており、そこに書かれている意見をそれぞれ大学院運営委員会、学生委員会で検討し、修学や学生生活の改善に役立てている。さらに、2021年度にLGBT等の環境整備に対して、助産学実践コースの学生から「多様な性、多様な身体的特徴の配慮に関する提案」があった。

また、入学式の日、大学院2年生が主催の新入生歓迎会を毎年(2020年はCOVID-19の感染拡大のため開催できず)開催し、上級生が新入生の履修や生活に関する助言を行っている。

以上のことから、学生は在学期間中に大学院課程の履修に専念できる支援体制が整備されていると考える。

(根拠となるデータ)

- ・ 公立大学法人神戸市看護大学学生委員会規程
- ・ 学生便覧 (p91-92)
- ・ 2020年度大学院博士前期課程の教育に関するアンケート
- ・ 2021年度大学院学生の健康と生活に関する調査結果

(優れた点及び改善を要する点等)

特になし

基準4-2-2

学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室(カウンセラー等)を設置するなど必要な相談・助言体制が整備されていること。

(現状と評価)

学生の健康相談については、保健室及び心理相談室を設置している。保健室に

は常勤の担当職員がおり、毎日対応している。また、心理相談室は、学生生活の中で起こるさまざまな問題や悩みについて、2名のカウンセラー(男女1名)が週1回毎週火曜日10:40~18:00に対応している。生活相談については、主指導教員及び教務学生課が対応している。学生生活の支援については、主指導教員、学生委員会、保健室、心理相談室、キャリア支援室、教務学生課が連携して行っている。

各種ハラスメントについては、ハラスメントに対応するための委員会として、ハラスメント防止委員会を設置している。ハラスメント防止等に関する規程に基づき、ハラスメントの発生を防止するとともに、発生時において適切な対応を取っている。ハラスメントの相談については、ハラスメント窓口を設置し、教職員4~6名と保健室、心理カウンセラーが担当している。ハラスメントの啓発や防止について、大学ホームページ、並びに学内の掲示板、トイレなどにチラシを掲示して周知している。学生には、学生便覧を用いて、学生生活についてのガイダンスの際に説明するとともに、リーフレットを配布している。また、教職員には、外部から講師を招聘し、ハラスメント防止研修を実施した。

2020年11月~12月に大学学生全体(助産師課程を含む)を対象にハラスメント調査を実施した結果、32名中8名(25%)がハラスメントを経験しており、主な加害者は教授であり、相談者は主に家族、友人、別所属の同僚であった。本調査結果については、大学学生及び教職員に対し、大学院研究科委員会で資料を作成し配付・周知すると共にハラスメント対策を強化している。しかしハラスメント相談窓口への相談はなく、相談窓口に関する学生への周知度が低かったことから、2021年度からハラスメント窓口の教職員の人数を4人から6人に増やした。さらに、2022年度からは、調整員が当事者間の意見を聞き、必要な助言等を行うことにより問題解決を図る調整手続きを新たに設けており、より相談しやすい体制の整備に努めているところである。

また、2021年度にLGBT等に関する相談窓口を設置し、保健係長とキャリア支援担当係長が担当している。そのことを大学ホームページ、学生便覧に掲載するとともに、学生生活ガイダンスの際に説明しており、必要な相談・助言体制が整備されているがこれまで相談の実績はない。

(根拠となるデータ)

- ・学生便覧 p95-96
- ・公立大学法人神戸市看護大学ハラスメント防止委員会規程
- ・公立大学法人神戸市看護大学ハラスメント防止等に関する規程
- ・公立大学法人神戸市看護大学ハラスメント防止等に関する規程施行細則
- ・学生便覧(p100)
- ・キャンパスでのハラスメントの防止に向けて
- ・大学学生ハラスメント調査結果
- ・学生便覧(p101)

(優れた点及び改善を要する点等)

改善点としては、ハラスメント防止体制の改善の効果の有無を大学学生に調査を行う必要がある。

基準4-2-3

学生の能力および適性、志望に応じて、主体的に助産の専門家としての進路を選択できるように、必要な情報の収集、提供、および指導・助言体制が整備されていること。

(現状と評価)

進路相談のために、キャリア支援室を設置している。進路に関する資料コーナーを設置し、看護師、助産師関連の求人案内や進学に関する資料を配架している。分野教員に送付されてきた資料については、学生に回覧している。キャリア支援室には常勤の担当職員がおり、毎日学生に対応している。専門家としての助産師の進路についての相談は、主指導教員が指導や助言を行うことも多く、主指導教員とキャリア支援室が連携しながら、進路指導を行っている。学生委員会が学生の就職及び進路指導に関する事項を所掌事項としており、委員としてキャリア支援室職員が入っている。組織図は、学生便覧に掲載している。

学生の能力および適正、志望に応じて、主体的な助産の専門家としての進路を選択できるように、2年生当初の助産学実践コースの学生に対するガイダンス時に、進路選択の基準については説明している。分野会議にて、学生の進路(就職)状況を教員間で共有し、個別相談を希望した際に適切な指導・助言ができる体制を整えている。

(根拠となるデータ)

- ・学生便覧 p94-95
- ・学生便覧 p4

(優れた点及び改善を要する点等)

特になし

第5章 教員組織

1 基準ごとの分析

5-1 教員の資格と評価

基準5-1-1

大学院においては、各研究科および専攻の種類ならびに規模に応じて、教育上必要な教員が置かれていること。

(現状と評価)

教員組織としては、本学専任教員7名(教授1名、准教授2名、助教4名)のほか、学外からの兼務教員31名となっている。

(根拠となるデータ)

- ・基礎データ 表13 教員組織
- ・基礎データ 表14 各教員の授業担当

(優れた点及び改善を要する点等)

特になし

基準5-1-2

担当する助産学課程に関し高度の教育・研究上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻あるいは分野ごとに置かれていること。

- (1) 助産学課程について、博士の学位を有し、研究上の業績を有する者。
- (2) 研究上の業績が(1)の者に準ずると認められる者。
- (3) 専門分野について高度の技術・技能を有する者。
- (4) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者。

(現状と評価)

担当する助産学課程に関し高度の教育・研究上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻あるいは分野ごとに置かれている。

(根拠となるデータ)

- ・基礎データ 表14 各教員の授業担当

(優れた点及び改善を要する点等)

特になし

基準5-1-3

教員の採用および昇任に関しては、教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(現状と評価)

採用等の人事は、理事長から、学内役員で構成された人事委員会に付託されている。退職者によって空席が生じた場合、人事委員会(委員長は副理事長兼学長)が、全学的に勘案して必要な後任人事の方針案を立て、教育研究審議会において審議し、理事長の承認を得ている。専任教員はすべて公募とし、公募要項は教育研究審議会にて審議している。教育研究審議会は採用人事の選考にあたり、その都度、教員選考委員会を設置し、応募者の選考(面接を含む)を行い、人事委員会に報告したうえで、人事委員会からの審議内容を理事長に報告し、承認を得ている。

教員の採用・昇任選考基準は、「公立大学法人神戸市看護大学教員の採用等に関する施行細則(平成31年4月1日細則第5号)」に準じており、教員選考委員会の選考はこの細則に基づき詳細な点検と評価を行っている。

昇任人事は、教員選考委員会に付託されており、自他推薦により選考を行い、人事委員会の審議を経て理事長に報告し、承認している。

(根拠となるデータ)

- ・教員の採用等に関する規程
- ・教員の採用等に関する施行細則

(優れた点及び改善を要する点等)

特になし

5-2 専任教員の配置と構成

基準5-2-1

大学院設置基準の第8条、第9条、大学設置基準13条(別表1. 学部の種類および規模に応じる専任教員数)保健衛生学関係(看護学関係)に定める専任教員数は、専攻ごとに12人、あるいは分野ごとに6人以上が置かれていること。

(現状と評価)

本大学院(神戸市看護大学大学院看護学研究科看護学専攻)は看護学の一専攻であるので、教員組織は、専任教員として、共通科目11人、専門科目28人の計39人を置いており、基準を満たしている。

(根拠となるデータ)

- ・神戸市看護大学大学院学生便覧 教員組織

(優れた点及び改善を要する点等)

特になし

基準5-2-2

5-2-1で規定される専任教員は、専攻分野に応じた担当科目に配置されていること。

(現状と評価)

助産学実践コースのあるウィメンズヘルス・助産学分野の教授1名は、助産師の臨床経験を5年以上有し、地域での助産師活動、助産師教育経験もある。さらには、ペアレンティングに関する指導者資格も有し、男女共同参画審議会等にも関与し、それらの関連学会にも加入している。そのため、助産学概論、助産とコミュニティ、助産管理、助産診断技術学、新生児乳幼児援助論、周産期母子援助論、ウィメンズヘルス助産学特講、子育て支援論、ジェンダーと研究、助産学実習I・II、地域助産学実習、助産学統合実習を担当するには相応しい。

助産学実践コースのあるウィメンズヘルス・助産学分野の准教授1名は、助産師の臨床経験を5年以上有し、海外での活動経験も豊富であり、助産師教育経験もある。さらには、多くの関連学会にも加入している。そのため、助産診断技術学、周産期母子援助論、ウィメンズヘルス助産学特講、国際助産活動論、助産学実習I・II、地域助産学実習、周産期ハイリスク実習、助産学統合実習を担当するには相応しい。

助産学実践コースのあるウィメンズヘルス・助産学分野の准教授1名は、助産師の臨床経験を5年以上有し、地域での助産師活動、助産師教育経験もある。さらには、思春期への性教育の活動も行っており、多くの関連学会にも加入している。そのため、助産診断技術学、周産期母子援助論、思春期健康教育論、ウィメンズヘルス助産学特講、助産学実習I・II、地域助産学実習、助産学統合実習を担当するには相応しい。

上記のように、本大学院の助産学教育にかかる専任教員は、専攻分野に応じて担当科目に配置している。

(根拠となるデータ)

・基礎データ 表14 各教員の授業担当

(優れた点及び改善を要する点等)

特になし

基準5-2-3

5-2-1で規定される専任教員数は、適切な人員を有し、高度の実践・研究能力を有する者であること。

(現状と評価)

本大学院の専任教員数は上記で示したように基準を満たしている。本学は学部を基盤にしているが、教員採用時の募集条件は学部教育と大学院教育の分担を明

示しており、選考の折にはすべての科目等を担当できる能力を有しているかどうかを審議している。また大学院の科目を担当してない教員が新たに担当するようになったときは、研究委員会で科目担当者として適切かの判断を行っている。従って、本大学院の専任教員は高度の実践・研究能力を有しているといえる。

また、教員が実践力を維持発展させるために週1日の研修日を設けて病院等に研修に出かけられる制度を2020年から設けているので、教員は自発的に実践力の向上に取り組むことができるようになっている。

本大学院の助産学教育にかかる専任教員は、十分な教育・研究実績を有している、教授1人、准教授2人、助教4人の計7人を配置しているので数的にも質的にも適切である。

(根拠となるデータ)

- ・基礎データ 表13 教員組織
- ・基礎データ 表17 教員の教育・研究実績

(優れた点及び改善を要する点等)

特になし

第6章 施設、設備および図書館等

1 基準ごとの分析

6-1 施設の整備

基準6-1-1

大学院には、その規模に応じて、教員による教育および研究ならびに学生の学修その他、当該大学院の運営に必要で十分な種類、規模、質および数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。

(現状と評価)

学部との共用施設として、講義室6室、実習室4室、実験室3室、情報処理学習室1室、語学学習施設1室を、大学院専用施設として、演習室4室を設置している。助産学専任教員の研究室は3室(個室)となっている。その他、図書館、学生会館、ホール、体育施設としては、体育館、テニスコート、グラウンドを設置している。また、学生が自習を行える場所として、本部・研究棟4階に学生室(3室)、図書館1階にラーニングコモンズ(共有スペース・2室)、2階にキャレルコーナー(個室スペース・6室)を設置しているほか、教室の空き時間も、学生が申し込めば利用できる。

(根拠となるデータ)

- ・学生便覧(p104～p110)

(優れた点及び改善を要する点等)

特になし

6-2 設備の整備

基準6-2-1

大学院には、教員による教育および研究ならびに学生を支援するのに必要な設備が整備されていること。

(現状と評価)

助産学教育に必要な機械器具としては、

- ・分娩台
- ・分娩介助用器具(分娩介助用機械器具一式、分娩介助用リネン一式等)
- ・ファントーム
- ・沐浴用具
- ・トラウベ式聴診器
- ・ドップラー
- ・妊娠歴速算機
- ・診察台、椅子
- ・新生児ベッド
- ・保育器

- ・新生児処置台
- ・光線療法治療器（保育器フード取付型）
- ・リネン類
- ・家庭分娩介助用具一式
- ・家庭訪問指導用具一式
- ・計測用器具
- ・手術用器具
- ・酸素吸入器具
- ・排泄用具一式
- ・調乳用具一式
- ・実習モデル人形
- ・各種模型
- ・受胎調節指導用具一式
- ・視聴覚教材
- ・図書 等

（根拠となるデータ）

- ・資料集 表 21 教育研究のための機器・備品の数、添付資料

（優れた点及び改善を要する点等）

特になし

6-3 図書館の整備

基準 6-3-1

図書館には学生の学習および教員の教育・研究のために、必要かつ十分な図書および電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されていること。図書館の 開館時間は学生の学習および教員の教育・研究のために、十分に確保されていること。

（現状と評価）

図書館には学習に必要な医療保健看護関連の文献・資料を揃え、2021年4月現在全蔵書108,003点（図書104,531点、視聴覚3,472点）、雑誌91,480点を所蔵している。図書・雑誌・視聴覚資料はいずれも医学・看護学、保健福祉関係の専門図書資料を重点的に収集し、かつ関連した広域にわたる分野の学術書並びに一般書の収集を行っている。図書情報センター委員会を設置し、構成員に看護系教員がいるため学部生の学習に資する図書の充実を図り、学会や看護学教育の動向を鑑み新規図書の選定を図書館司書と協力して運営している。

具体的には、毎年各分野に割り当てられる予算（各分野10万円の予算配分）でそれぞれの分野で選定される領域図書や実習施設用に選定する実習図書（各分野2万円の予算設定で年間総額20万円）を図書館で受入している。

オンラインで図書館を経由して利用出来るデータベースとしては、従来、『医中誌

web』、『Pro Quest』、『CINAHL』、等が導入されていたが、2021年度以降は『Medical Online』、『Medical Finder』を加え、より多くの学術文献利用の利便性を高めている。

図書館の利用時間（平常時※）は、月曜日～金曜日が9：00～21：00（19時以降は閲覧・複写のみ）、土曜日9：00～17：00で開館している。

通常、春休みの蔵書点検中は閉館しているが、学生については、事前の申し出により貸し出しのサービスを行っている。

※新型コロナウイルス感染症感染状況により閉館している時期は、文献を郵便で送付するなど適宜対応。

（根拠となるデータ）

- ・ 図書館利用案内
- ・ 基礎データ 表 22 図書・資料の所蔵数
- ・ 基礎データ 表 23 図書館に備えられた機器のリスト

（優れた点及び改善を要する点等）

特になし

第7章 管理運営等

1 基準ごとの分析

7-1 管理運営体制

基準7-1-1

大学院の管理運営に関する規程等が整備されていること。

(現状と評価)

大学院の管理運営に関する規程等に関しては、「大学院運営委員会規程」「研究科委員会規程」「教育研究審議会規程」が整備されており、基準を満たしている。

(根拠となるデータ)

- ・「大学院運営委員会規程」
- ・「研究科委員会規程」
- ・「教育研究審議会規程」

(優れた点及び改善を要する点等)

特になし

7-2 管理運営の仕組み

基準7-2-1

大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい運営の仕組みが整備され、実施されていること。

(現状と評価)

「大学院運営委員会規程」には、「神戸市看護大学の大学院の運営について調査審議するため、公立大学法人神戸市看護大学大学院研究科委員会の下に公立大学法人神戸市看護大学大学院運営委員会を置く」と規定されており、大学院運営委員会は大学院の運営に必要な内容を研究科委員会の下で検討している。構成員は研究科長および研究科長が指名する教員および総務・施設担当理事が指名する職員となっており、現在は大学院の科目を担当している教授および准教授を含め計4名を指名している。

また「研究科委員会規程」では、審議事項として、学生の入学(再入学を含む。)及び課程の修了に関する事項、及び学位(修士号及び博士号をいう。)の授与に関する事項の他に、学長がつかさどる大学院の教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じて意見を述べることができる、と記載されており、大学院の運営全般にわたる審議を行っている。構成員は「研究科長並びに研究科担当の教授、准教授及び講師(非常勤の講師を除く。)で組織する」と記載されており、大学院を担当する講師以上の教員と規定されている。

さらに「定款」第22条から第24条において、教育研究審議会に関する規定が記載されており、大学院を含めた本学の教育研究に関する重要事項を審議するこ

とが記載されている。

大学院における運営に関する専任の長については、「大学院学則」の第7条に規定されているとおり、学長の指名により研究科の管理運営の責任者として研究科長を置くことが規定されている。

以上のことから、大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい運営の仕組みが整備、実施されているものと考えている。

(根拠となるデータ)

- ・「大学院学則」
- ・「研究科委員会規程」
- ・「大学院運営委員会規程」
- ・「定款」

(優れた点及び改善を要する点等)

特になし

基準7-2-2

重要事項を審議する会議では、大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜および教員組織等に関する事項が審議されていること。

(現状と評価)

「定款」では、教育研究審議会の審議事項として、①法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、神戸市看護大学の教育研究に関するもの、②中期計画及び年度計画に関する事項のうち、神戸市看護大学の教育研究に関するもの、③重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、神戸市看護大学の教育研究に関するもの、④予算の作成及び執行並びに決算に関する事項のうち、神戸市看護大学の教育研究に関するもの、⑤神戸市看護大学の重要な組織の設置、変更又は廃止に関する事項のうち、神戸市看護大学の教育研究に関するもの、⑥教員の人事及び評価の方針に関する事項（法人の経営に関するものを除く。）、⑦教育課程の編成に関する方針に係る事項、⑧学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項、⑨学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項、⑩教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項等の重要事項が挙げられている。

研究科委員会では、①学生の入学（再入学を含む）及び課程の修了に関する事項、②学位（修士号及び博士号）の授与に関する事項の他、学長がつかさどる大学院の教育研究に関する事項について審議することや、学長の求めに応じて意見を述べることができるとされている。

大学院運営委員会では、①教育課程に関する事項、②科目の履修に関する事項、

③単位の認定に関する事項、④学位の審査に関する事項、⑤その他教務に関する事項、⑥カリキュラムの編成に関する事項、⑦カリキュラムの検討に際し必要となる事項、が所掌事項となっている。

原則として大学院運営委員会で検討した内容を、その内容に応じて研究科委員会あるいは教育研究審議会において、大学院教育を担当する多くの教員で審議を行い、決定していく体制が整備されている。

以上のことから基準に記載されている内容は、適切に運用されているものと考ええる。

(根拠となるデータ)

- ・「定款」
- ・「研究科委員会規程」
- ・「大学院運営委員会規程」

(優れた点及び改善を要する点等)

特になし

第8章 点検・評価

1 基準ごとの分析

8-1 結果の公表

基準8-1-1

大学院の教育・研究水準の維持向上を図り、当該大学院の社会的使命を達成するために教育・研究活動等の状況について、自ら点検および評価を行い、その結果を公表していること。

(現状と評価)

本学は2004年に公益財団法人大学基準協会の加盟判定審査を受審し、2005年から会員となり、7年毎に機関別認証評価を受審している（直近は2016年度）。ホームページ上で2009年、2016年の「大学評価点検・評価報告書」「大学評価（認証評価）結果」を掲載している。

また、中期計画に基づき、年度計画を毎年度策定し、自己点検を行い、公立大学法人神戸市看護大学評価委員会にて評価を受けている。自己点検結果については、本学ホームページに掲載し、評価報告については、神戸市のホームページに掲載されている。

(根拠となるデータ)

- ・公立大学法人神戸市看護大学の業務実績に関する評価結果

(優れた点及び改善を要する点等)

特になし

8-2 実施体制の整備

基準8-2-1

自己点検および評価を行うにあたっては、その趣旨に即し、適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

(現状と評価)

公立大学法人神戸市看護大学組織に関する規程第6条第1項の規定に基づき、業務運営に関する総括的及び基本的な事項並びに自己点検及び評価について調査審議するため、理事長の下に公立大学法人神戸市看護大学総務・評価委員会を設置している。

委員は、副理事長、総務・施設担当理事、学生支援・入試担当理事、教育・研究担当理事、図書情報センター長、理事長が指名する教員から成り、委員会の庶務は、事務局において処理している。定例の委員会は月1回開催し、必要に応じて臨時の委員会を開催している。

委員会では、FD及びSDに関する事項、各委員会の審議事項の総合調整に関する事項、そのほか総括的及び基本的な業務運営並びにその調整に関する事項、中

期目標・中期計画及び年度計画に関する事項、認証評価その他外部評価に関する事項、学校教育法第109条第1項の規定に基づく点検及び評価に関する事項を所掌している。

自己点検評価に関する項目については、法人の中期目標・中期計画に基づいて、毎年策定される年度計画の内容がそれに該当するが、年度計画に記載されている内容以外で実施した項目も評価対象としている。

自己点検評価に関して、総務・評価委員会にて協議された事項については、適宜、大学に関する重要事項について協議を行う運営調整会議に諮られ、必要な事項については、経営審議会（外部委員6名含む）、教育研究審議会（外部委員2名含む）にて審議のうえ、理事会（外部理事3名含む）に諮られ、大学としての意思決定を行っている。

（根拠となるデータ）

- ・公立大学法人神戸市看護大学総務・評価委員会規程
- ・公立大学法人神戸市看護大学運営調整会議規程

（優れた点及び改善を要する点等）

特になし

8-3 教育活動等の改善に資する体制

基準 8-3-1

大学院の自己点検および評価の結果は、当該大学院の教育・研究活動等の改善に活用するために適切な体制が整えられていること。

（現状と評価）

本学では中期目標・中期計画にもとづき、各委員会で前年度の年度評価の結果をふまえて次年度の年度計画を立案し、中間評価、最終評価の年2回の自己点検を行っている。中間評価において年度計画の達成が不十分な点については、年度内に実施できるようにし、年度内に達成が不十分な点については、次年度計画の策定に活用して次年度での実施に活かすようにするなど、評価後の委員会活動に必ず反映される体制を整備している。

またそれらの評価内容は、総務・評価委員会に提出され、教育研究審議会、経営審議会、理事会で報告されるとともに、全学的に共有されて、全学的に改善に向けての課題の明確化と、実施体制を強化することができるようにしている。

（根拠となるデータ）

- ・2020年度計画
- ・2020年度計画中間評価
- ・2020年度事業報告書

(優れた点及び改善を要する点等)
特になし

8-4 評価結果の検証

基準 8-4-1

自己点検および評価の結果について、当該大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(現状と評価)

総務・評価委員会で点検・評価した各年度の事業実績報告、自己評価については、教育研究審議会、経営審議会、理事会での評価を受けたうえで、神戸市長の附属機関である公立大学法人神戸市看護大学評価委員会の評価を受けている。なお、教育研究審議会、経営審議会および理事会にはそれぞれ、本学の職員以外の委員や理事が含まれているため、神戸市長の附属機関である評価委員会に提出する前の段階においても、広く外部委員の意見を聴き検証を行っていることから、基準を満たしていると考えている。

(根拠となるデータ)

- ・公立大学法人神戸市看護大学の業務実績に関する評価結果
大学ホームページ

https://www.kobe-ccn.ac.jp/guide_college/corporate_information/detail/

(優れた点及び改善を要する点等)
特になし

第9章 情報の公開・説明責任

1 基準ごとの分析

9-1 情報の公表・説明責任

基準9-1-1

大学院における教育・研究活動等の状況について、印刷物の刊行およびウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

(現状と評価)

大学院における教育・研究活動等について、ホームページで随時公開しているほか、毎年度、大学院案内を作成し、社会に対する情報の公開と発信を行っている。また、大学院のオープンキャンパスを6月と3月の2回開催しており、オープンキャンパスに参加した方が大学に在籍している学生に自由に質問をして、学生生活の実際や授業概要など具体的に入学後の状況がイメージできるように、オンラインで分野別相談会を開催している。

また、学長挨拶、大学院概要説明、キャンパス案内についてはホームページ上で動画を用いていつでも見ることができるよう公開している。

また、各年度の事業実績報告、自己評価については、神戸市評価委員会の評価を受けた後、同委員会の評価と合わせてホームページにて公開している。

(根拠となるデータ)

- ・大学院案内

(優れた点及び改善を要する点等)

大学院における教育・研究活動等の状況について、ホームページで最新の情報を公開するとともに、大学院の概要説明やキャンパス案内などの動画を公開しており、オープンキャンパスの参加時や、大学院案内が送付されてくる時期を待たずに、いつでもホームページにアクセスして情報を得ることができるようにしている点は優れた点である。

9-2 情報公開のための体制整備

基準9-2-1

学内外からの要請による情報公開のための規程および体制が整備されていることが望ましい。

(現状と評価)

本学は、「神戸市情報公開条例」第2条第3項に定められている当該条例の実施機関（市が設立した地方独立行政法人）であり、本学が保有している公文書については、「神戸市情報公開条例施行規則」に基づいた形で定められた「公立大学法人神戸市看護大学神戸市情報公開条例の取扱いに関する規程」により運用されている。よって学内外からの要請による情報公開のための規程および体制が整備さ

れていると評価している。

(根拠となるデータ)

- ・ 公立大学法人神戸市看護大学神戸市情報公開条例の取扱いに関する規程
- ・ 神戸市情報公開条例
- ・ 神戸市情報公開条例施行規則

(優れた点及び改善を要する点等)

特になし